

学校法人多摩美術大学法人役員等報酬規程

(昭和63年9月29日制定)

(目的)

第 1条 この規程は、学校法人多摩美術大学（以下「法人」という。）の運営管理に
たずさわる役員等の適正な待遇を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2条 この規程に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 法人役員とは、学校法人多摩美術大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）
第8条、第15条第2項及び第23条に基づいて選任された理事、及び監事をいう。
- 2 法人役員等とは、前号に規定する者のほか、評議員及び顧問をいう。

(報酬)

第 3条 法人役員等の報酬は別表のとおりとする。

(規程の改廃)

第 4条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

改正後の別表にかかわらず、令和7年4月1日に在任する評議員の報酬は、令和7年6月30日ま
での間、なお従前の例による。

(別表)

職名	基本給	手 当
理事長	教員基本給表の最高号俸とする	月額26万円、特別手当（賞与及び春季手当）、扶養手当支給
常務理事	教員基本給表に基づき理事長が定める	月額10万円、特別手当（賞与及び春季手当）、扶養手当支給
理 事	専任教職員の場合（学長、副学長を含む） 本学給与規程による 教職員以外の場合 支給しない	専任教職員の場合 月額6万円、賞与時10万円加算、 他手当は本学給与規程による 教職員以外の場合 月額6万円、賞与時10万円支給、 他手当は支給しない
監 事	支給しない	月額5万円
評議員	専任教職員の場合 本学給与規程による 教職員以外の場合 支給しない	専任教職員の場合 賞与時5万円加算、 他手当は本学給与規程による 教職員以外の場合 月額3万円支給、 他手当は支給しない
顧 問	理事会で定める	理事会で定める